平成16年分所得税
平成17年度市県民税

確定申告

は3月15日(火)までに！

2月16日(水)～3月15日(火)

2月16日(水)から、所得税の確定申告および市県民税の申告を受け付けます。

申告は、最寄りの申告会場をご利用いただくほか、税務署や市役所へ直接郵送して提出することができます。

■所得税の確定申告

◆**申告が必要な人**

①事業所得・不動産所得・譲渡所得など、各種所得がある人

②年金受給者で、諸控除を受けようとする人

③サラリーマンで次のいずれかに当てはまる人

・給与収入が2千万円を超える

・給与所得以外の所得の所得合計額が20万円を超える

・給与を2カ所以上から受けている

■常設申告会場

○受付期間　2月16日(水)～3月15日(火)
午前9時30分～正午・午後1時～4時

○ところ　文化会館3階第1展示室

○対　象　下記の出張申告会場で申告ができない人

※土・日曜日はお休みとなります

■申告受付会場の日程表

受付時間は午前9時30分～正午、午後1時～4時です

地区	申告会場	月日	曜日	対象自治会
伊深	伊深連絡所	2月17日	木	下本郷・上切・糠洞・野地原
		2月18日	金	上本郷・関也・大洞・亀淵
三和	三和連絡所	2月21日	月	三和地区全域
蜂屋	蜂屋連絡所	2月22日	火	下西・広橋・引田・作り洞・諸田・南山
		2月23日	水	上則友・下則友・下東・加瀬田・矢田・土ヶ洞・中部台
		2月24日	木	島之洞・伊瀬・石塚・正洞・大仲寺・ナビ蜂屋
下米田	下米田連絡所	2月25日	金	則光・信友・山本・東栃井・ケアひだ川・今
		2月28日	月	為岡・深渡・長福・共和・橋上・桜貝戸・中屋敷
		3月1日	火	共栄・共進・新興・中西・中牧野・下東・下西
加茂野	加茂野連絡所	3月2日	水	鷹之巣・加茂野南・加茂野中・加茂野北
		3月3日	木	東今泉・西今泉・木野・ナビタウン
		3月4日	金	稲辺・市橋・東・駅前・日立アパート・中電アパート・加茂野ハイツ
山之上	山之上連絡所	3月7日	月	上野・中之番・金谷・西洞・上野台
		3月8日	火	本地・佐口・南坂・田畑・五徳・森山台
古井	文化会館	3月8日	火	清水・野笹・マコド・上畑・島・西島・県教住宅
		3月9日	水	大楽東・大楽西・神明東・神明西・中央新町・新池
		3月10日	木	相生・宮西・巾下本郷
	上古井公民館	3月9日	水	川合東・川合西・本町・元町上・元町下
		3月10日	木	森山団地・京町・朝日・末広・寿・栄・栄東・飛騨川
		3月11日	金	下組・中組・大牧・田畑東・田畑西
太田	文化会館	2月16日	水	深田・上町・上本町・音羽町・栄町・桜新町
		2月17日	木	下町・港町・城房
		2月18日	金	若宮・新中町・中町三
		2月21日	月	元町・八坂町・銀座・波の上・東本町・旭町
		2月22日	火	万場町・弥生町・北町
		2月23日	水	北新町・小見殿・官舎・大手町
		2月24日	木	北一東・北一中・北一西
		2月25日	金	西町東・西町中・西町西
		2月28日	月	西町北・西町南・前平・境松
市全域	文化会館	2月16日～3月15日	水～火	上記の出張申告日に都合の悪い人は、こちらの申告会場をご利用ください。※土曜日・日曜日は、受付業務を行いませんのでご了承ください
譲渡所得	文化会館	2月28日～3月4日	月～金	平成16年中に土地、建物などの資産を売却するなどして譲渡所得の申告をされる人。※関税務署の専門職員がご相談に応じます

※申告会場で受け付けできる人数には限りがあります。定刻前に締め切ることもありますので、担当者の指示に従ってください

■市県民税（住民税）の申告

◆**申告が必要な人**

平成17年1月1日現在市内在住で、次のいずれかに当てはまる人

①営業・農業・そのほかの事業所得がある人（所得税の申告を行う人は、市県民税の申告は必要ありません）

②事業主から市へ、給与支払報告書が未提出の人（日雇い・パートなどの人は、事業主に確認してください）

③配当・譲渡・大工・左官・地代・家賃などによる収入がある人

④給与以外にも、農業や不動産などによる収入がある人

※国民健康保険加入者は、所得の有無にかかわらず、必ず申告してください。申告がないと、保険料の軽減措置を受けられないことがあります。

また、昭和16年4月1日以前生まれの人とその人と同一世帯の人は、介護保険料の算定の資料となりますので、収入がなくても申告をお願いします

◆**申告が必要ない人**

①平成16年分所得税の確定申告を行う人

②勤務先から市へ給与支払報告書の提出があった人で、給与所得以外の所得がない人

③平成17年1月1日以前に亡くなった人（1月2日以降に亡くなった人は課税されますので、相続人などへ納付をお願いします）

申告に必要なもの

◇**印　鑑**（朱肉を使用する物）

◇**申告書**（税務署から届いていない人は、申告会場にあるものをご利用ください）

◇**収入を証明するもの**

①給与所得者…源泉徴収票（必ず発行してもらってください）

②年金受給者…公的年金などの源泉徴収票

③営業等・農業・不動産所得がある人…収支内訳書

④大工・左官・縫製などの人…賃金支払明細書（必ず発行してもらってください）

◇**控除を証明するもの（領収書・証明書がない場合は控除できません）**

①生命保険料・個人年金保険料・損害保険料の控除証明書

②小規模企業共済等掛金領収書

③医療費の領収書

④事業の経費を証する領収書

ご注意

受け付け期間終了間際は、会場が大変混雑します。申告はお早めに済ませてください。

また、申告会場では、職員の指導・アドバイスを受けながら、各自で申告書を作成し提出していただきますので、収入や経費のわかるものなどをあらかじめまとめていただき申告会場へお越しください。

税務署・税務課からのお知らせ

給与所得者の所得税還付申告を受け付けます

◇**とき**
年金受給者・給与所得者還付申告
2月8日(火)・9日(水)
午前9時30分～正午・
午後1時～4時

◇**ところ**　文化会館3階第1展示室

◇**対　象**　所得税が源泉徴収されている人で主に次のような人

○医療費控除を受けようとする人

○住宅借入金など特別控除を受けようとする人

○年末調整で所得控除の申告もれがある人

○昨年退職してその後は就職しなかったために年末調整をしていない人、または退職所得から所得税が源泉徴収されている人

○雑損控除（風水害などの災害により、住宅や家財など通常の生活に必要なものに損害を受けたときに対象となる控除）を受ける人

○その他配当控除、寄付金控除などを受ける人

※申告書は、控除額の計算や書き方についての説明を受けながら、ご自身で作成し、提出していただきます

譲渡所得の確定申告をされる皆さまへ

平成16年中に土地、建物などの資産を売却するなどして譲渡所得の申告をされる人は、関税務署の専門職員がご相談に応じますので、この機会をご利用ください。

◇**とき**　2月28日(月)
3月1日(火)・2日(水)
3日(木)・4日(金)
午前9時30分～正午・
午後1時～4時

◇**ところ**　文化会館3階第1展示室

インターネットで所得税の確定申告書が作成できます

国税庁ホームページで所得税の確定申告書を作成して、打ち出した申告書を税務署に提出できます。

詳しくは関税務署へ

※国税庁ホームページアドレス
http://www.nta.go.jp

インターネットによる国税電子申告・納税システムが利用できます

◇**利用できる手続き**

○所得税や法人税、消費税の申告

○すべての税の納税

○申請・届け出などの一部

※システムを使用するためには、税務署へ開始届出書の提出が必要です。

詳しくは関税務署へ

※e-Taxホームページアドレス
http://www.e-tax.nta.go.jp

問い合わせ

●関税務署
0575－22－2233

●市役所税務課市民税係
25－2111
内線 213・214

●申告受付会場への直通ダイヤル
0574－28－7999